

「連絡先等の届出書（□変更届出書）」について

宇都宮家庭裁判所 家事書記官室

1 「書面の送付・送達場所の届出」について

今回の手続において、裁判所からあなたに書類を郵送（送付・送達）する際の宛先となります。

申立書にあなたの住所として記載されていた場所以外の場所への郵送を希望される場合は、「□ 下記の場所」にチェックを入れた上、

1 書面の送付・送達場所の届出

私に対する書類は、次の場所へ送付・送達してください。

申立書記載の住所のとおり

下記の場所 (A)

場所： _____

この場所は、私にとって次のところになります。

住所 就業場所（勤務先） その他 _____

①郵送を希望される場所

②その場所とあなたとの関係

を記載してください。

②で「その他」を選んだ場合は、2で「送達受取人の届出」をしてください。

2 「送達受取人の届出」について

1で「その他」にチェックした場合は、2の欄に①名宛人とすべき方のお名前と②その方とあなたとの関係を記載していただくようお願いします（例：あなたが住んでいない実家へ、あなたの親に宛てて郵送する必要がある場合、など）。

3 「平日昼間の連絡先」について

裁判所から平日昼間に連絡の取れる電話番号を記載してください。

裁判所が記載された番号に連絡する際に、裁判所名を出さないことを希望する場合は「留守番電話を含め、裁判所名は出さないことを希望する。」にチェックを入れてください。

チェックが入っていないときは、御家族等が出た場合や留守番電話を含め、「宇都宮家庭裁判所の●●です。」と名乗りますので、御了承ください。